原告らの証拠申出に対する被告国側の意見書

（平成８年１１月１５日提出）

被告は、平成８年８月２日提出の原告らの証拠申出書に係る証人垣見俊弘の尋問の申出に対して、次のとおり意見を述べる。

右証拠申出書記載の尋問事項、すなわち、「１　本件許可処分の安全審査に関する事項、特に本件原子炉敷地の地質及び地盤の健全性、本件原子炉敷地沖の地質調査について、２　右安全審査のうち、本件原子炉敷地への地震の影響、原子炉の耐震性について」は、被告の平成２年１０月４日付け証拠申出書記載の右証人の尋問事項とほぼ一致しており、右事故に関しては、既に、第４９回ないし第５２回口頭弁論期日において、右証人の尋問を実施しているところであり、原告らも三期日にわたって詳細な反対尋問を行ったことから、更なる質問事項は残っていないと考えられる。垣見俊弘を再度証人尋問するかどうかを裁判所において決定するに当たっては、原告らに新たな立証事項及び尋問事項があるかどうかを詳細に特定させた上で、証拠調べの必要性を判断されたい。

なお、原告らは、「えひめ雑誌」等に掲載された高知大学岡村教授の見解（甲第１１９号証及び同第１２０号証）に関連して、垣見俊弘から何らかの証言を得ようとする考えのもののようにも推察されるが、同見解については、被告側からの反論を行っていないなど、双方の主張が整理されておらず争点が明確となっていないため現段階で証人尋問を行うことは適当でなく、争点を明確化した上で証拠調べを行うべきである。

愛媛の活断層と防災を学ぶ会

第２回講座「足もとの活断層を見る」

１１月２４日の日曜日、「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」が第２回市民講座として、温泉郡川内町で、講義と同町内にある川上活断層の見学を行った。講師は愛媛大学教育学部で地質を教えている高橋治郎教授。

講座に参加した人は約７０名で、高知大学の岡村教授によって、伊方沖にＡ級活断層が確認されて以来、愛媛の人々の活断層への関心が高まっていることを示していた。

高橋教授は、新居浜市や西条市などにある岡村断層や、松山市近くにある川上断層と伊予断層について説明。活断層の活動性や、愛媛県の活断層調査の内容などについて、参加者から次々と質問が出た。

午後から出かけた川上断層では、地表に現われている路頭や地形のズレを示す断層崖などを見学し、ここでも多くの質問が出た。

会計報告('96.11/1～11/30)

収入	
ニュース講読料	２５、０００
コピー代	７、５００
計	３２、５００
支出	
ニュース印刷代	１６、８００
郵送料	９、４６８
振替手数料	１７０
資料費	３、４２０
２号炉公判支援	３０、０００
２号炉公判参加補助	１０、０００
計	６９、８５８
差引	－３７、３５８
積立金合計	２、０７７、７９５

伊方訴訟ニュース

第 280 号
1996年12月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第59回公判

住民側垣見証人申請に対し裁判長が言明「次回には真剣に前向きに考えねば」と住民側の正論が国側の抵抗を圧倒

１１月１５日、いつものように松山地裁前には傍聴希望者の列ができていたが、今回は珍しく、抽選なしで全員が入廷。記者席は久しぶりに満席で、垣見証人の採用をめぐる弁論に関心が高まっていたのであろう。ほぼ定刻どおり１０時半すぎに開廷。

裁判長から、これまでに双方から提出した証拠の認否について確認の発言があったのち被告国側が開廷直前に提出した意見書を“陳述”。その内容は別項に載録しておいたが、予想どおり、前回原告住民側から要求した垣見証人の即時採用を拒否したもの。

裁判長から「原告の意見は？」との問いかけがあり、原告側は「さっき受け取ったばかりなので検討のために１０分程度休憩させてほしい」と要望し、直ちに休憩に入る。

休憩後再開された法廷で、原告を代表して近藤さんが、次のように原告住民側の意見を述べた。

「まず第１に強調しておきたいことは、一昨年６月３日の第５２回公判で、被告側の証人だった垣見さんへの反対尋問を打ち切る際、裁判長が『もっと聞きたいことがあれば、原告側の証人として申請してほしい』と言明しておられたことである。被告が今回の意見書で『原告らも三期日にわたって詳細な反対尋問を行ったことから、更なる質問事項は残っていないと考えられる』などと云っているのは、そうした経過を無視したものである。

第２に、被告の意見書では『高知大学岡村教授の見解については、被告側からの反論を行っていないので、争点が明確になっていない』などと云っているが言語道断である。前回８月の公判で、原告は岡村論文を証拠に添えた準備書面を提出して、証人申請した。その際、裁判長は被告に対して、反論があれば提出するようにと云っておられた。あれから３か月以上も経っているから、被告は反論の準備書面を提出するだろうと予想していた。ところが、そうした書面は全く出なかった。

毎回の法廷に、何も発言しないで座っているだけの多くの人員を派遣し、また、多数の職員を擁し、お金や力で誰でも引っ張ってこられる被告通産省が、原告らへの反論をサボ

タージュしておいて、それを理由に原告からの証人申請を拒否することは許されない。

第３は、被告らのこれまでの主張との関係である。第５０回公判での垣見証人への被告の主尋問の際、垣見証人は、四電の音波探査で認められた断層は、その上に約１万８千年前にできた沖積層に乱れが見られないから、それから現在まで動いておらず、それによる地震は問題でない、と証言している。また、被告の準備書面３１でも、問題となる活断層は存在しない、とのこれまでの主張を変更する必要は認めないと主張してきた。

ところが、岡村教授は今回、四電が調査に使用したよりずっと精度の高い音波探査法によって、伊方原発沖でも、約６０００年前から、ほぼ２０００年ごとに上層の沖積層が切られていることを確認し、Ａ級活断層が存在していることを突き止めた。そして、それが、いつ動いても不思議ではないのに、愛媛県は何の対策も取っていない、と批判する見解を明らかにしたのである。

だから、伊方原発沖には問題となる活断層は無いと証言してきた垣見証人に、そのことについて尋ねたいと云っているのだ。

本件２号炉の安全審査の後に原子力安全委員会が制定した「耐震設計審査指針」では、Ａ級活断層というのは、１万年前より以降に動き、１万年より短い周期で地震を起した断層と定義し、安全審査で必ず考慮しなければならない活断層だとしている。

被告が垣見証人を呼ぶことに反対しているのは、伊方沖のＡ級活断層が法廷で確認されたら、本件安全審査の結論が覆り、大問題になることを恐れているからである。

いつ大地震が起こっても不思議でないという状況の下では、早急に垣見証人を呼び、真実を明らかにすることが必要である。」

この発言を皮切りに、国側との緊迫した応酬が、裁判長も含め、度々の合議と休憩を挟んで、１時間半続いた。

国側：岡村教授の見解は、学術論文としてまだ正式に発表されていない。正式に発表された後に、それへの反論と立証を行いたい。

住民側：岡村教授は署名入りで「えひめ雑誌」に見解を公表している。これまでにも住民側は、雑誌や新聞に出た事実や見解を証拠として、主張を展開してきたが、それに対して国側も、正式の学会論文でないなどと云ったことはなかったではないか。

裁判長：被告は、岡村教授の見解は学会で認められた正式のものではない、と主張し、原告は、「えひめ雑誌」の論文や「毎日新聞」記事で十分だ、と云っているようだが。

住民側：我々は、雑誌の論文だけでなく、岡村研究室まで出掛け、今回の音波探査で、はっきりと地層に落差が出来ているデータを確認している。

国側：「えひめ雑誌」の論文では、詳しいデータは出ていない。

住民側：これまで住民側は、反論に必要だから、被告の主張の根拠になっている資料やデータを提出するよう何度も要求してきたが、被告は一切応じてこなかったではないか。それなのに、今回は、我々に詳細なデータを要求し、それがなければ反論できないなどと居直るのは許せない。

裁判長：合議します。

（合議後再開）

裁判長：原告は、「えひめ雑誌」と「毎日新聞」に掲載された岡村教授の見解と、垣見証人の証言の矛盾について尋問したい、と云っていることについて、被告の意見は？

国側：先ほどから云っているように、現在の段階では、岡村教授の学術論文は出ていないので、垣見証人への尋問をやっても十分な尋問はできず、正式論文が出てから、もう一度やり直すということにもなりかねない。

裁判長：その正式の論文が近く出ると云っているが、それはいつ頃になるのか？

国側：現時点では、被告としては、いつとは特定できない。また、原告が岡村教授の見解について尋問したいというのであれば、垣見証人より、岡村教授を証人に呼ばれたほうがいいのではないか。

住民側：証人の選択について、被告からとやかく言われることはない。

裁判長：合議します。

（合議後再開）

裁判長：岡村教授には、原・被告双方からの証人申請とし、裁判所から、証人に出てもらうようお願いするということではどうか？

住民側：相談したいので休憩してほしい。

（休憩後再開）

住民側：岡村教授の活断層研究法の詳しいことは、すでに原告が以前に提出した岡村教授らのグループの学術論文（甲第７７号証）に出ており、四電の方法では活断層も見逃すことについては、垣見証人も認めている。本来なら四電が十分な調査をやるべきだったし、安全審査も、もっと十分な調査をしない限り許可しないという結論を出すべきであった。

今回、岡村教授は四電がやるべき調査をやり、四電が見逃していた活断層を確認した。

四電の調査に基づいて伊方原発沖には問題となるような活断層はない、と証言したのは、まさに垣見証人であり岡村教授ではない。だから、以前の証言と岡村教授の見解との違いを聞く相手は垣見証人以外にはない。垣見証人の尋問のあとに、必要があれば岡村教授を呼ぶことには反対しないが、まず何よりも垣見証人を呼ぶことが緊急に必要である。

国側：岡村証人の申請は認めるが、垣見証人のあと、ということは認められない。

裁判長：最後の合議を行いたい。

（合議後に再開）

裁判長：被告に聞くが、阪神大震災に関連しての原告の主張はすでに出ているが、それに対する被告の意見はいつ出てくるのか？

国側：次回には出したい。

裁判長：それから、国の組織である地震予知連絡会が指定している活断層の危険地域に原発を建設することについて、原告は問題にしてきているが、それについて、国の組織である被告は、いつまでに意見を出すのか？

国側：岡村教授の正式論文が出た段階で、それについての準備書面を予定しているが、その際に述べるつもりである。

裁判長：それでは、岡村教授の正式論文が近く出るということだから、それを次回まで待つことにする。もし、次回までに出ていない場合には、原告からの垣見証人申請を、真剣に前向きに考えねばならない、というのが裁判所の意見である。次回は３月７日（金）午前１０時半からとし、本日は閉廷する。

なお住民側は、伊方３号機の蒸気噴出事故について、前回国側が提出した準備書面に反論する書面（次号から掲載）を提出したが、口頭陳述は次回以降に行うことになった。